

<一般委託>

令和3年度横須賀市総合防災訓練会場設営業務委託(一般委託)仕様書

令和3年度横須賀市総合防災訓練会場設営等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	令和3年度横須賀市総合防災訓練の実施に係る会場設営等
2	履行期間	契約日から令和3年11月8日(月)
3	施行場所	陸上自衛隊 久里浜駐屯地(横須賀市久比里2丁目1-1)
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	契約後、設営経費の明細内訳書を提出すること
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市市民部危機管理課 豊田 (046-822-8357)

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	---

## 特記仕様書

別紙

### 1 場 所

陸上自衛隊 久里浜駐屯地 (横須賀市久比里 2 丁目 1 - 1)

### 2 履行期間

契約日から令和 3 年 11 月 8 日 (月) まで

なお、訓練は下記日時で行う。

- ・ 実動訓練 11 月 7 日 (日) 10 時 00 分～11 時 40 分

#### (1) 会場設営

現場での設営可能時間は、次のとおりとする。

11 月 5 日 (金) 10 時から 17 時

11 月 6 日 (土) 9 時から 15 時

11 月 7 日 (日) 7 時 30 分から 9 時

実動訓練会場の倒壊建屋及びその他の会場設営は、音響設備を除き原則として 11 月 6 日 (土) 15 時までとする。

音響設備については、11 月 7 日 (日) 9 時までに設置を完了。詳細は、危機管理課と調整すること。

なお、会場設営の妨げにならないが、実動訓練会場において適宜リハーサル等を行うので承知されたい。

#### (2) 会場撤収

撤収開始は、11 月 7 日 (日) に危機管理課から指示する。

原則、実動訓練会場及びその他については 13 時頃を目途とする。

撤収作業にあたり、一般来場者等に怪我等をさせないように安全管理には十分注意すること。

同日 17 時頃までにトイレを除くすべてを完全に撤収し訓練会場を出立すること。なお、トイレについては、翌 8 日 (月) 12 時頃までの撤収とする。

### 3 委託業務内容

受託者は付紙 1 「物品リスト」の資機材等を用意し、次のとおり会場設営を行うこと。

#### (1) テント、机等の設置

付紙 2 - 2 「テント図」のとおりテントを設置すること。

各テント及び各位置に付紙 3 「立看板」を作成し校正作業をしたのち立てるとともに、椅子、テーブルを設置すること。

立看板は雨等でにじまないように防水措置を講ずること。

(2) 立入禁止区域、道路明示

立入禁止区域を付紙2-1「会場図」のカラーコーン、コーンバーで設定・表示すること。また、実動訓練用道路を付紙2-3「実動訓練場図」のとおり、カラーコーンとコーンバーにより設定・表示すること。

なお、設定場所の詳細については危機管理課と調整すること。

(3) 倒壊建屋

倒壊建屋2棟を付紙4「倒壊建屋仕様1・2」のとおり設営すること。また、建物の詳細については、若干の変更の可能性があるので危機管理課と調整すること。

(4) 仮設トイレ

仮設トイレ（男2基、女2基、計4基）を付紙2-1「会場図」の位置に設置すること。なお、排泄物の処理及びペーパーの設置も含めること。

(5) 設 備

スピーカーを付紙2-1「会場図」の観覧席、本部、来賓席及び展示ブースにおいて十分な音声に設置すること。

放送設備を本部席テント内に設置するとともに、本部席に卓上マイクを1つ、ワイアレスマイクを2つ配置、来賓席中央にスタンドマイクを1つ配置すること。

この際、スピーカーの位置を本部席から適宜離隔させ、ハウリングを防止すること。

また、訓練の開始、終了の際において、駐屯地朝礼台でスタンドマイクが使用できるようにすること。

音響装置には電源（発電機）を含むこと。

(6) 洗浄機

別示する場所に洗車場を設け、雨天時にタイヤに付着した土を洗浄するための高圧洗浄機を設置すること。その際、水は既設の水道を使用し、電源は発電機により確保する。

詳細は、危機管理課と調整すること。

#### 4 その他

(1) 訓練開始前及び撤去後は、受託者にて会場及びその周辺を清掃するとともに、会場で発生したゴミ等は持ち帰ること。なお、撤去後は原状に復すること。

(2) 設営終了後から撤去するまでの間は、設営物品等が飛散及び倒壊しないようにすること。飛散及び倒壊があった場合においては、受託者の責任において速やかに原状に復すること。

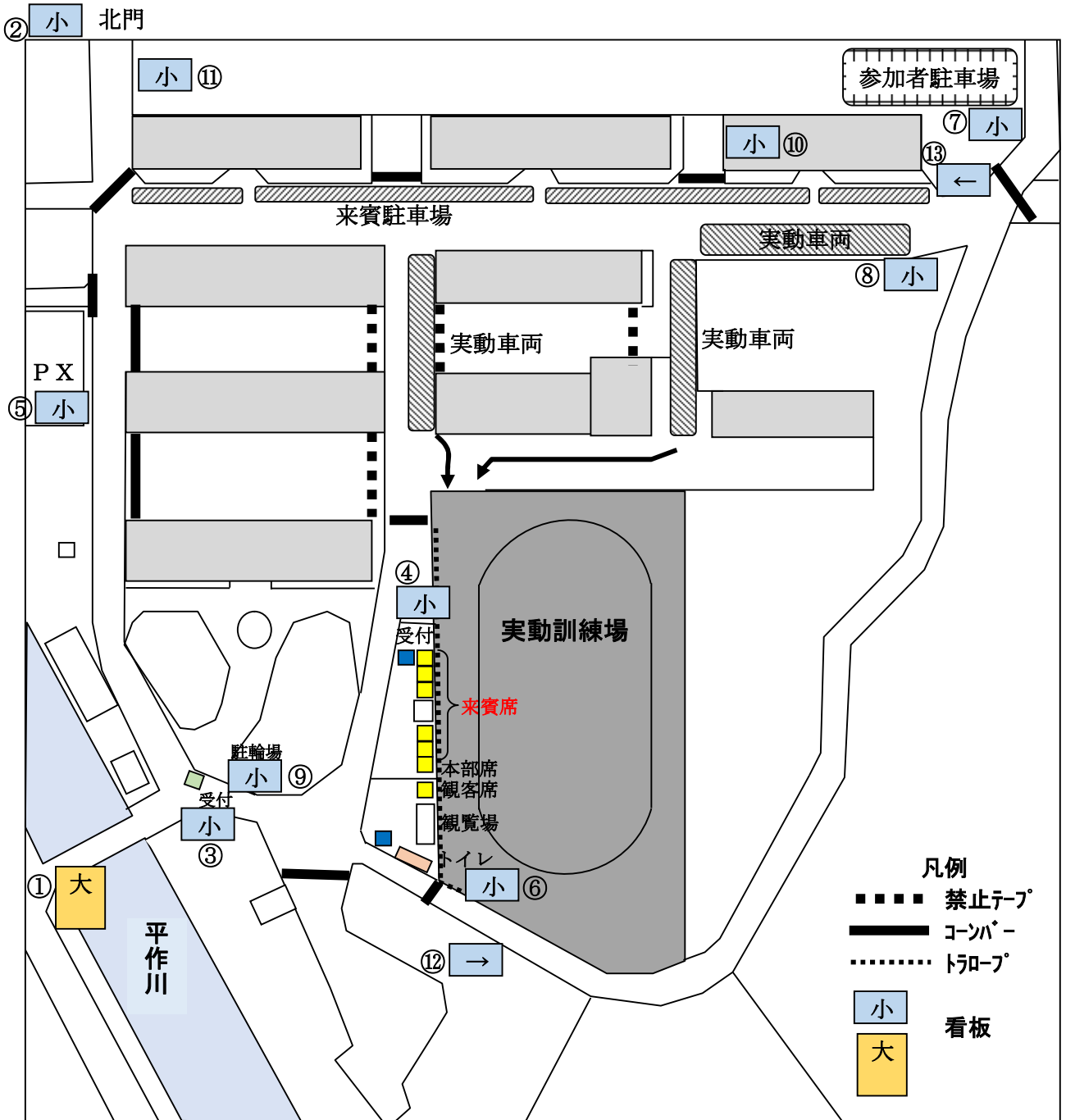
(3) 設営、撤去の際に安全管理を十分行うとともに、施設等に損害を与えないように施工すること。なお、万が一的人身事故や物的破損等が発生した場合は、受託者側で全て対処すること。

- (4) 履行開始日までに開催要領の変更を伴う場合は、変更後の開催内容に準じて変更契約を行うものとする。この際、危機管理課と受託者は十分協議して支払金額を決定すること。
- (5) 荒天等により訓練を中止する場合は、中止連絡時までの施行済分で減額変更契約を行い、請負金額を支払うものとする。この際、危機管理課と受託者は十分協議して支払金額を決定すること。
- 中止の決定は、当日7時までに危機管理課から受託者へ連絡する。
- (6) その他細部に関しては、危機管理課と十分に協議して設営を行うこと。



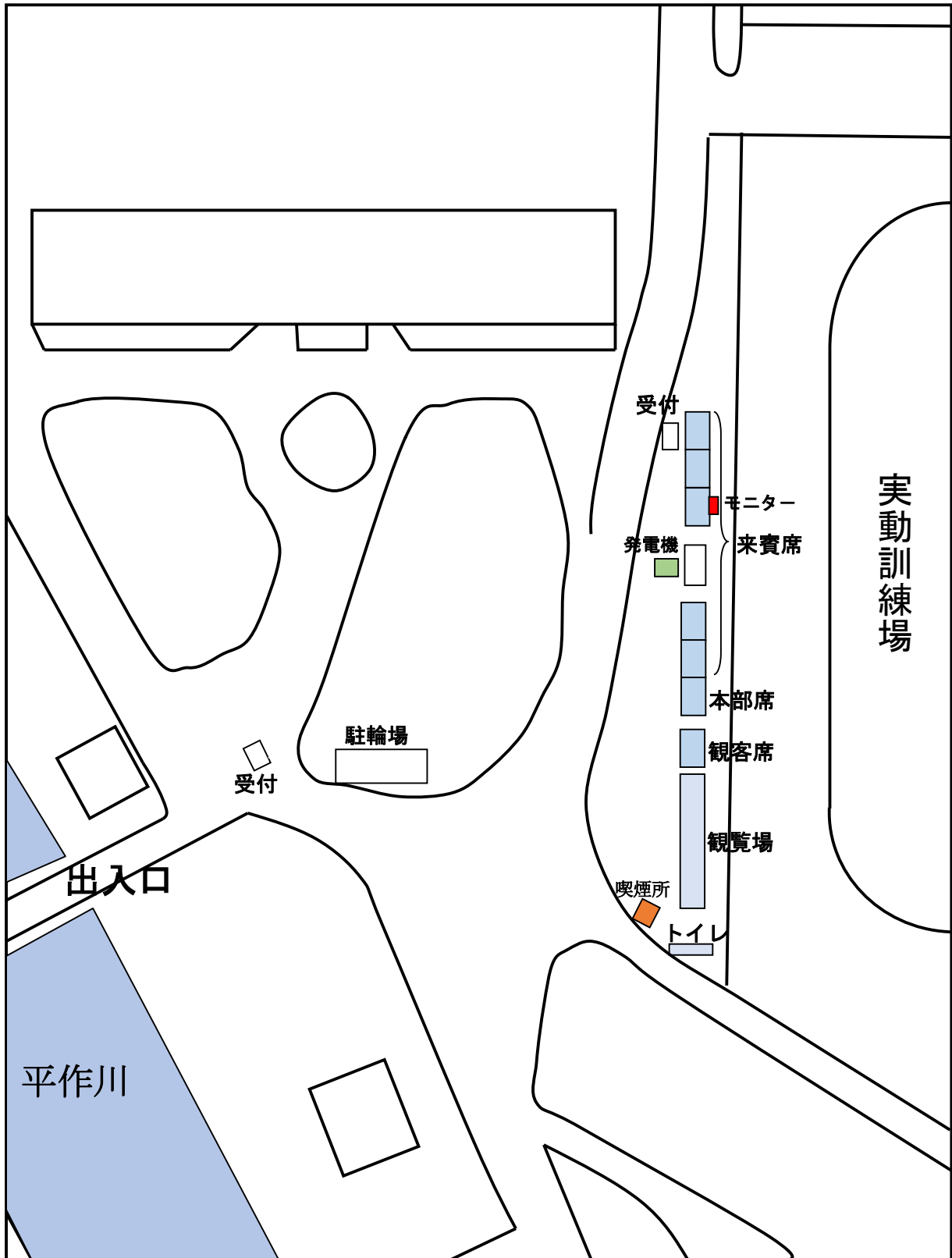
# 会場図

付紙2-1



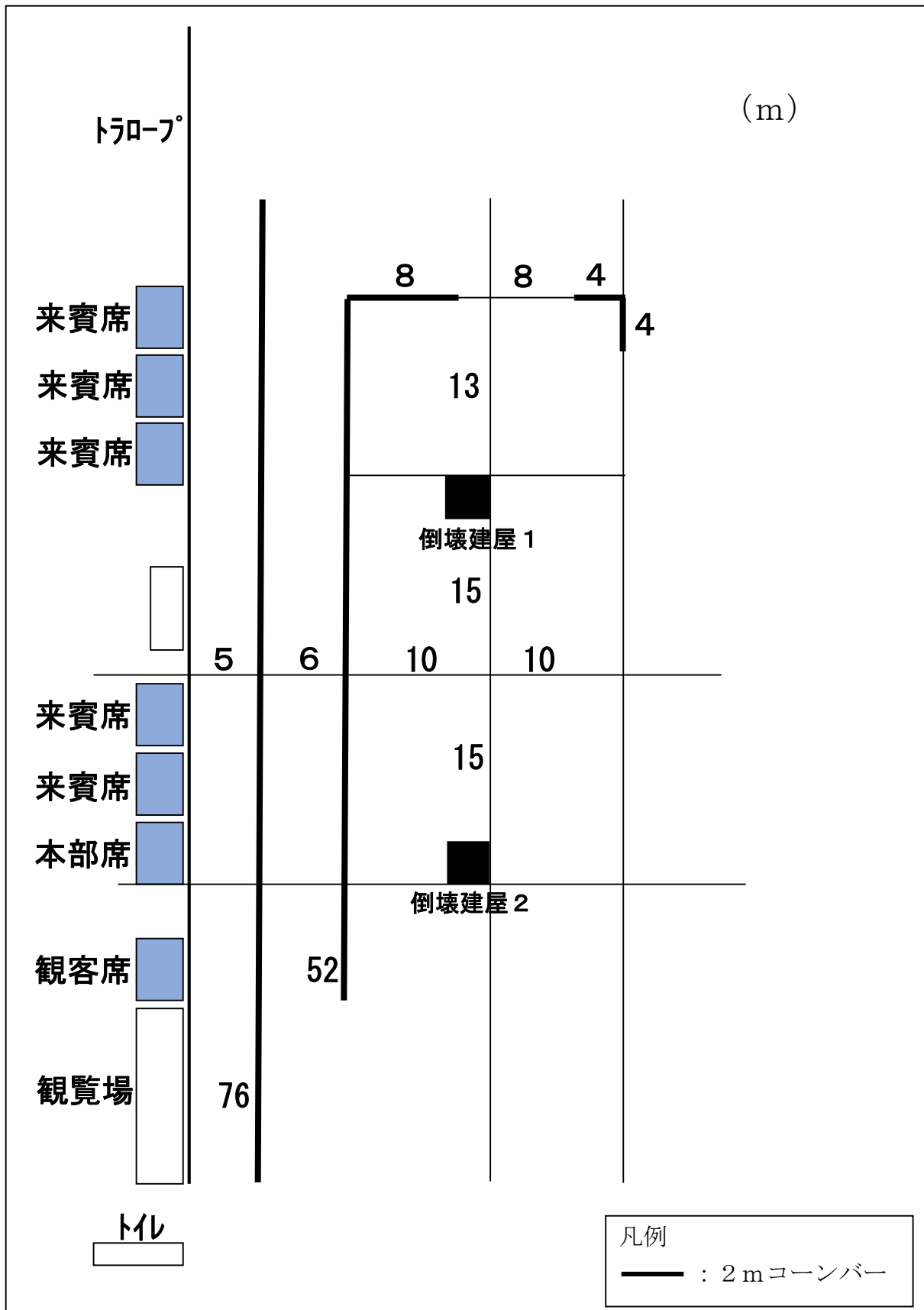
# テント図

付紙 2 - 2



# 実動訓練場図

付紙 2 - 3

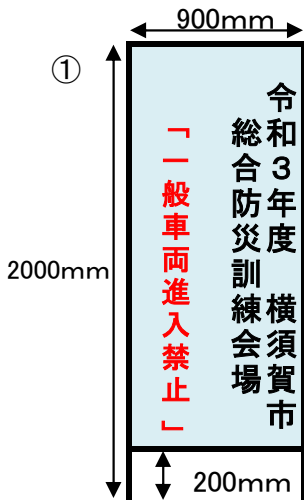




# 立看板

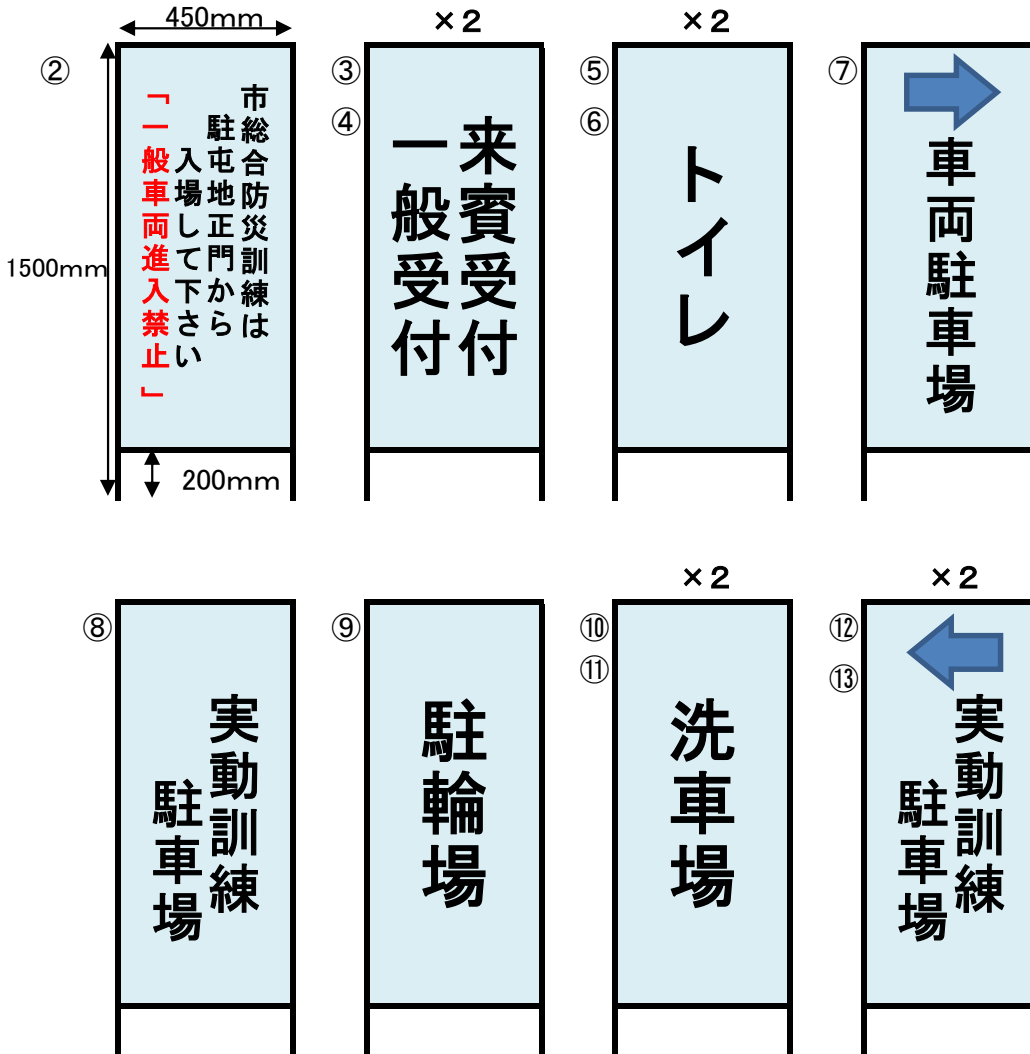
付紙3

看板(総訓) 大×1

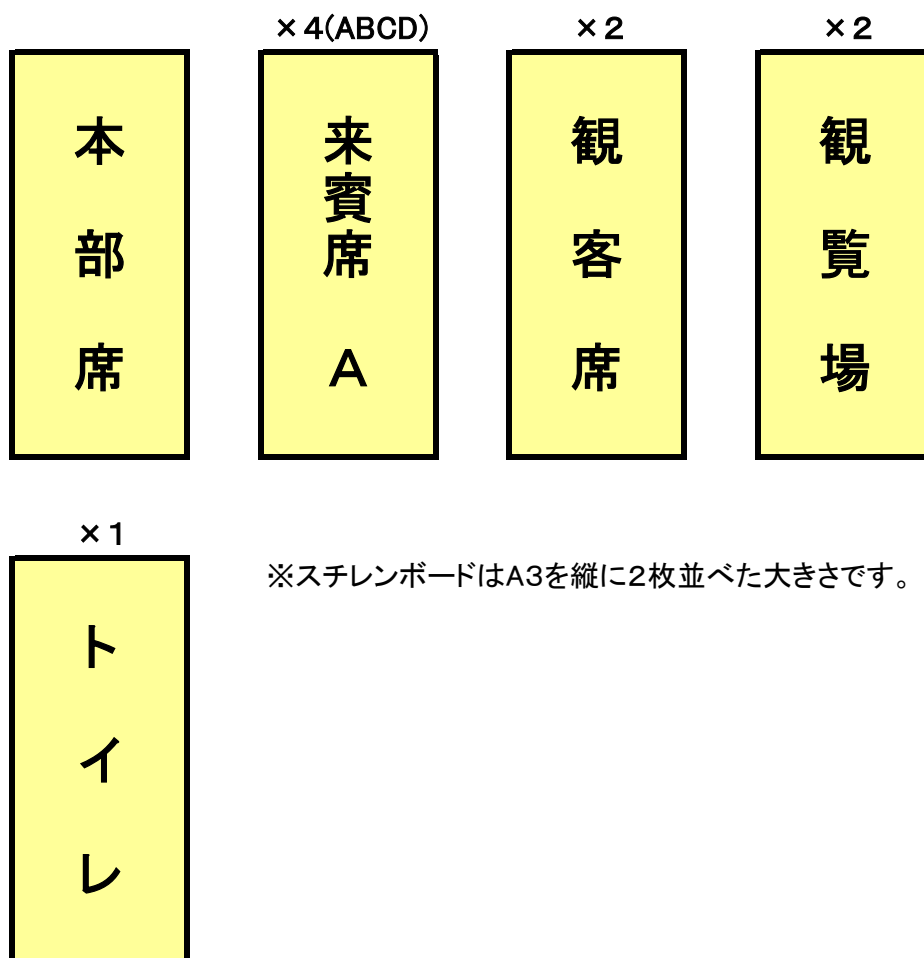


「一般車両進入禁止」を入れる

看板(総訓) 小×12



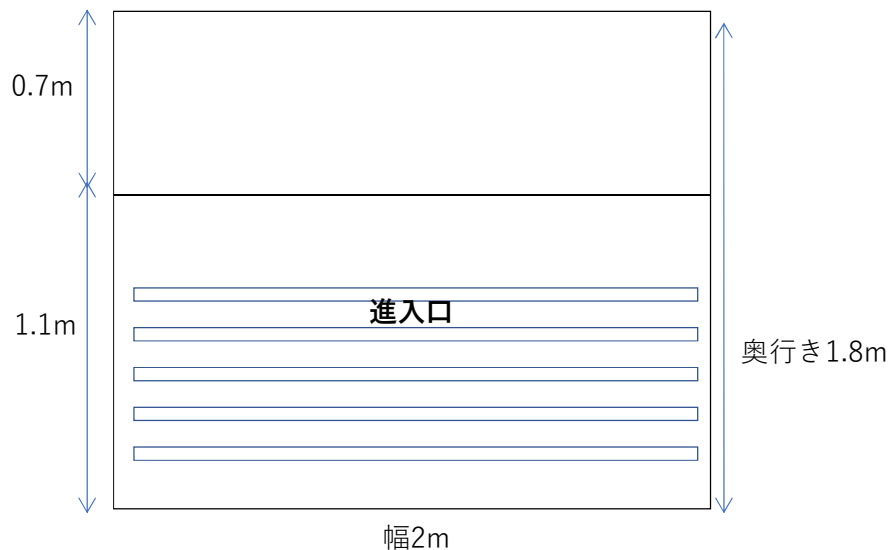
スチレンボード(総訓) × 10



※スチレンボード吊り下げ用が使用できる場合  
本部席・来賓席・観客席が横文字となる。(吊り下げ具 × 7)  
観覧場、トイレ(スタンド具 × 3)

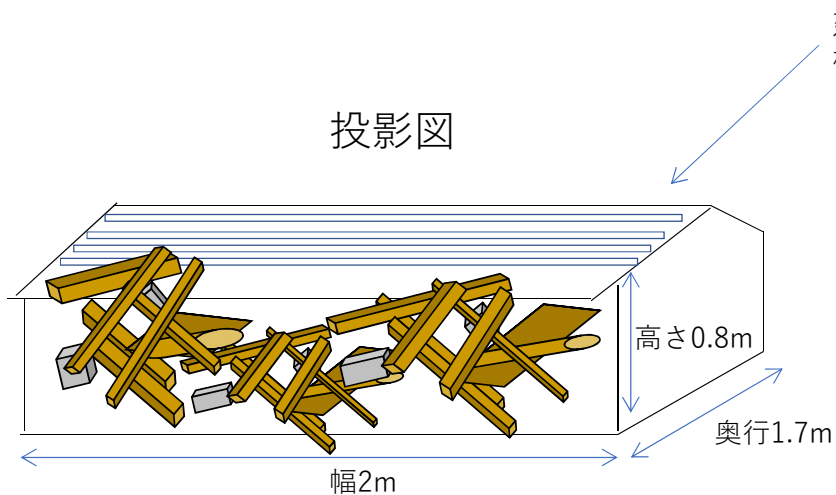
# 倒壊建屋仕様 1

平面図 (屋根面)

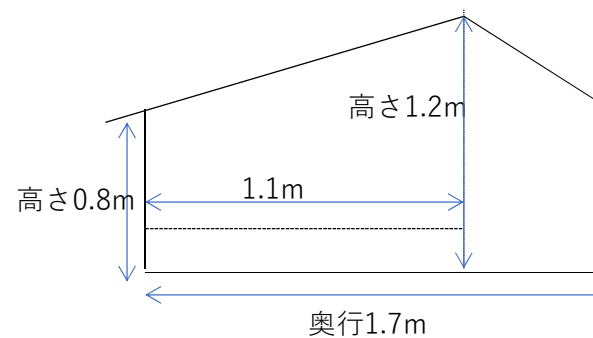


- ①建物材質  
合板、角材等とすること。
- ②塗装  
壁をグレー系、屋根を茶色系とした1階建ての倒壊建屋をイラストすること。
- ③屋根  
滑り止めの小割を設けること。  
進入口付近の屋根は隊員が屋根上で活動し、開口部を設置しても問題ない強度とすること。
- ④瓦礫等  
正面、左右に高さの1/2以上の瓦礫を設置すること。  
屋根に1/3以上の瓦礫を設置すること。

投影図

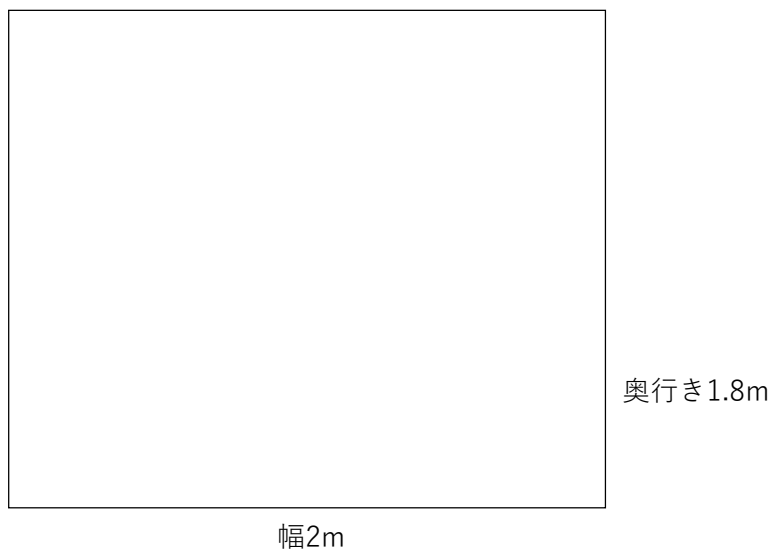


右側面図



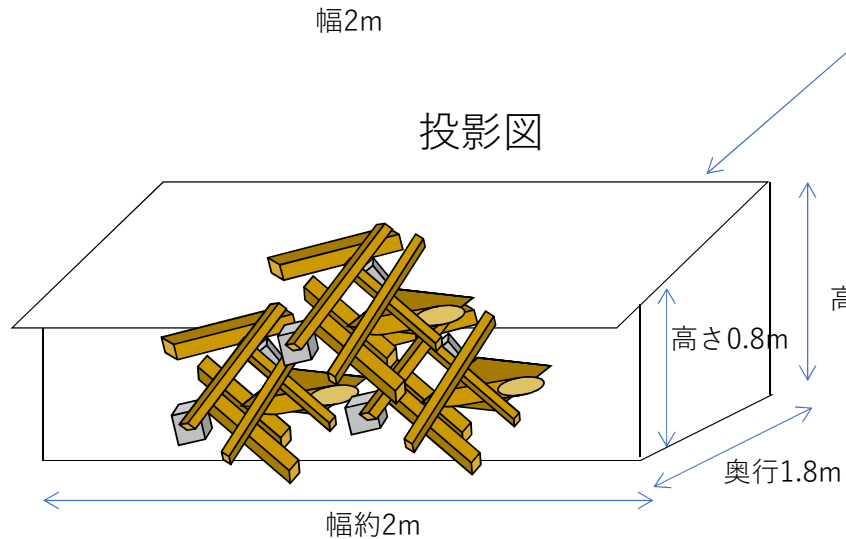
# 倒壊建屋仕様2

平面図（屋根面）



- ①建物材質  
合板、角材等とすること。
- ②塗装  
壁を白系、屋根を茶色系とし、1階建ての倒壊建屋をイラストすること。
- ③正面、屋根  
正面、左右に高さの1/2以上の瓦礫を設置すること。

投影図



右側面図

